

診療材料調達業務委託仕様書

1 業務委託の目的

当院の理念に基づき、山形県において当院が果たすべき役割を実現するため、診療材料等の購入単価の低減、診療材料の使用情報の蓄積と経営分析への活用を図り、医療の質の向上及び安全性を確保し、患者サービスの向上など病院経営に資することを目的とする。

2 業務の種類及び内容

(1) 診療材料の調達

受託者は、委託者に代わり卸業者及びメーカー等から診療材料の購入を一括して行う。

ア 受託者が調達する診療材料は、医療用消耗品、衛生材料、ペースメーカー、人工骨頭、試薬等とし、委託者受託者間で協議のうえ決定するものとする。ただし、政府特定調達契約に該当する場合は除外する。

イ 前項で規定する診療材料に該当するかについての疑義が生じたときは、委託者受託者間で協議のうえ決定する。

ウ 受託者は、委託者が指定する診療材料について、委託者の業務運営に支障が生じることのないよう、必要な診療材料が必要なときに納品される体制を構築する。

エ 診療材料の購入単価は、「別紙1 診療材料の単価決定について」のとおり。

オ 納入単価の決定については、透明性の確保のため、受託者は委託者に対し価格交渉の経緯等について報告し、委託者の求めに応じて必要な資料を開示する。

カ 受託者は、一括調達によるメリットを最大限発揮させるとともに、計画的かつ効率的に価格交渉を実施し、委託者にとって経済的な効果が生じるよう適正価格で調達する。

キ 大規模事故、災害等においては、受託者は委託者で必要な診療材料の情報把握に努め、委託者と協力して迅速に対応する。

(2) 業務運営

受託者は、委託者の診療材料マスタに基づき診療材料の納入に係る情報を管理する。

ア 受託者は、委託者の診療材料マスタに対応する統一コードを用いて診療材料を適切に管理する。

イ 受託者は、委託者におけるマスタメンテナンスをサポートし、償還価格、定価、規格等の委託者が必要とする情報を提供する。

ウ 委託者は、納品された診療材料を直ちに検品、検収する。

エ 受託者は、委託者に納品した診療材料に不具合等があったときは、直ちに問題点の原因究明及び調査等を実施するとともに、メーカー、ディーラーと協力のうえ迅速に対応する。

(3) 分析支援

ア 受託者は、委託者の診療材料マスタ及び購入実績データ等を分析し、同種同効・類似品目の整理を行い、診療材料の標準化及びコスト削減に繋がる提案を行う。

イ 受託者は、新技術及び新製品等に関する情報を提供するとともに、経営改善に資する新製品の採用等、委託者にとって有益となる提案を定期的に行う。

ウ 受託者は、委託者の経営管理上必要となる購入実績データ等について、用途分類別の傾向分析を行い、定期的に委託者に分析結果を報告する。

エ 委託者におけるDPCへの対応として、高品質かつ安価な診療材料の情報提供及び採用支援を積極的に行い、経営改善を支援する。

オ 受託者は、価格削減実績の検証を行い、持続的な診療材料のコスト削減に努める。

3 その他

(1) 受託者は、診療材料委員会等の診療材料に関する委託者の会議に出席し、発注者に協力し議題となった診療材料及び比較検討品に関する各種データ等を提供し、標準化を推進する。

(2) 受託者は、価格削減計画、価格削減状況及び価格削減計画達成状況等について、半期ごとに委託者に報告する。

(3) 受託者交代の際は、業務に支障を与えることのないよう、現受注者と連携し、確実に引継ぎを受けること。

(4) 本仕様書に定めのない事項及びその他運用等、本仕様書に関する詳細については、委託者受託者間での協議のうえ決定する。

診療材料の単価決定について

本契約において対象となる診療材料の単価決定は以下のとおりとする。

- (1) 受託者が委託者に売渡す各診療材料の単価（以下「納入単価」という。）は、次項以下で定める方法により決定し、診療材料マスタにその情報を登録する。但し、診療材料マスタに登録された納入単価は、物価変動、経済変動等の諸事情に鑑み、委託者受託者合意の上変更できるものとする。なお、納入単価決定の際に1円未満の端数が生じたときは小数点以下第3位を四捨五入し、小数点以下第2位までを有効数字とする。
- (2) 本契約開始時点における診療材料の納入単価、令和8年3月31日時点の委託者の診療材料購入単価とする。
- (3) 委託者及び受託者は、受託者の診療材料購入単価（以下「仕入単価」という。）を引き下げするため、互いに協力して、メーカー販売代理店及び特約店（以下総称して「業者」という。）と交渉する。受託者は、委託者に対し、委託者、受託者一致した立場で交渉にあたるため、仕入単価を開示する。
- (4) 委託者又は受託者が、あるいは委託者受託者が協力して業者と交渉することにより仕入単価が安くなった場合、交渉前の納入単価から、交渉前の仕入単価と交渉後の仕入単価の差額の6割を控除した金額を受託者の納入単価とする。
- (5) 厚生労働省が告示する診療報酬点数の改定、メーカーの定める定価の変更等、診療材料の市場価格を取巻く環境が変化した場合は、当該環境変化直前において当該診療材料に関し、受託者が委託者への売買において得ていた差益の納入単価に対する比率（以下「受託者の粗利益率」という。）を変化後にも適用することとし、環境変化後に委託者又は受託者が、あるいは委託者受託者が協力して業者と交渉することにより決定した仕入単価を、「1マイナス受託者の粗利益率」で除した金額を納入単価とする。
- (6) 業者との間の単価引下げ交渉において、同一診療材料ではなく、交渉の対象となる診療材料と同等の機能を有する他の診療材料（以下「同等診療材料」という。）に切り替えることで仕入単価が安くなった場合は、本条第4項で定めた方法に則り、納入単価を定める。
- (7) 同等診療材料に該当しない新規の診療材料の納入単価は、委託者又は受託者が、あるいは委託者と受託者が協力して業者と交渉のうえ決定した仕入単価とする。ただし、以後、委託者又は受託者が協力して交渉することにより更に仕入単価が引き下がった場合は、(4)で定めた方法に則り、新しい納入単価を定める。

- (8) 本契約開始時手における各単価(納入単価・仕入単価)及び納入業者は、別途、合意マスタの形式にとりまとめ、委託者受託者間でその内容を確認のうえ締結する。また、納入単価を変更する場合又は診療材料マスタに新規登録すべき診療材料が発生した場合は、当該変更又は新規登録が発生した診療材料のみ記載した単価合意書を都度とりまとめ、委託者受託者間で速やかにその内容を確認する。
- (9) 受託者は、診療材料毎に前項の合意マスタ又は合意単価合意書に定める仕入単価で同様に指定する納入業者から原則、診療材料を購入することとする。なお、以下各号に定める事案により、受託者が診療材料を購入する場合は、本条第3項から第7項までの規定を適用除外とする。
- ① 緊急に委託者への診療材料の納入が必要な場合や天災その他予期することができない事由により、受託者が業者を指定することが不可能な性質であるとき。
 - ② 全号に定める事由等により、業者から継続性がなく時限的な仕入単価を提示されたとき。
- (10) 前各項のいずれにもよりがたい場合の納入単価は、委託者と受託者で協議のうえ定めることとする。
- (11) 前各項の定めにかかわらず、委託者が一般社団法人日本ホスピタルアライアンス(以下「NHA」という。)の社員である場合は、NHAが招集する選定委員会において、審議・可決された共同購入条件で、共同購入商品を購入する場合の調達、売買、成果額の精算等の方法については、「別紙2 NHAに関する別途規定」に定めるものとする。

NHAに関する別途規定

第1 定義

本規程において使用される用語の定義は以下のとおりとする。

- (1) 「共同購入商品」とは、NHAが招集する委員会において共同購入の対象として選定された商品（医療材料、医薬品及びサービスを含むがそれに限らない）をいう。
- (2) 「共同購入統一単価」とは、受託者が業者から共同購入商品を購入できることになった単価をいう。
- (3) 「既存購入単価」とは、共同購入商品について、共同購入の各分野参加直前に受託者が委託者の為に業者から購入していた当該共同購入商品の仕入単価をいう。但し、「診療材料の単価決定について（以下「単価決定規定」という。）」の（5）から（7）に準じる事案が生じた場合は、それぞれ以下の通り、既存購入単価を決定するものとする。
 - ① 単価決定規定の（5）に準じる事案が生じた場合には、NHAが業者と交渉することによって決定した共同購入条件に基づき委託者と受託者との合意のうえ見直すことができる。
 - ② 単価決定規定の（6）に準じる事案が生じた場合、共同購入の各分野参加直前に受託者が委託者の為に業者から購入していた、共同購入商品と同等診療材料の仕入単価を既存購入単価とみなす。
 - ③ 単価決定規定の（7）に準じる事案が生じた場合、委託者又は受託者が、あるいは委託者と受託者が協力して業者と交渉することにより決定した仕入単価を既存購入単価とみなす。
- (4) 「共同購入の成果」とは、以下の項目のとおりとする。
 - ① 相当診療材料又は役務提供の委託者の既存購入単価と、選定品等の共同購入統一単価の間に生じる差額
 - ② NHA参加病院全体の共同購入商品等の購入数量・購入割合に応じて生じるメーカーから得られる値引き割戻金
 - ③ その他NHAが定める共同購入の成果

第2 共同購入商品の調達

受託者は、単価決定規定の定めによらず、業者から共同購入商品を既存購入単価又は共同購入統一単価にて調達し、これを委託者に販売する。

第3 共同購入商品の売買

受託者は、単価決定規定の定めによらず、委託者に対し共同購入商品を共同購入の各分野参加直前に受託者が委託者に売渡していた納入単価で販売し、委託者はこれを買受ける。但し、単価決定規定（5）から（7）に準じる事案が生じた場合には、それぞれ以下の通り、納入単価を決定するものとする。なお、納入単価は、必要が生じた場合には、委託者と受託者との間の書面による合意により変更することができる。

- ① 単価決定規定（5）に準じる事案が生じた場合、NHAが業者と交渉することによって決定した新たな共同購入条件に基づき委託者と受託者との合意のうえ納入単価を見直すことができる。
- ② 単価決定規定（6）に準じる事案が生じた場合、共同購入の各分野参加直前に受託者が委託者の為に業者から購入していた同等診療材料の納入単価を当該共同購入商品の納入単価とする。

- ③ 単価決定規定（7）に準じる事案が生じた場合、当該条項の定めにより、納入単価を決定するものとする。

第4 共同購入の成果の精算

- (1) 受託者は、NHAが招集する選定委員会で決定された条件に基づき共同購入品の成果を委託者に対して精算する。
- (2) 受託者は、委託者に対し、共同購入商品ごとの共同購入の成果の詳細データを提出し、委託者はかかるデータを確認して、精算額の確認を行う。
- (3) 受託者は、委託者に対して、共同購入商品ごとに定める精算時期において、共同購入の成果の精算を行う。
- (4) 受託者は、委託者との間で、委託者指定の口座に振り込む等の適宜の方法によって、共同購入の成果を精算する。なお、精算する金額に1円未満の端数が生じた際はこれを切り捨てた額とする。

第5 共同購入商品のその他の調達方法

共同購入商品の調達、売買、成果額の精算等の方法が、本契約の定めと合致しない場合には、委託者及び受託者は、NHAが定める方法で、共同購入品の調達、売買、成果額の精算等の方法を決定する。

第6 機密保持

本契約に基づく取引上で発生した機密情報及び取引実績データの取扱いについては、別途運用細則にて定めるものとする。なお、この取扱いについて、受託者はNHAの事前の承認を得るものとする。

第7 採用活動

委託者は共同購入商品の採用率向上を図るにあたり、委託者と受託者との間で連携し、委託者の診療材料委員会等において検討を行い採用に努める。

第8 中途退会

- (1) 委託者は、NHAの社員でなくなる際は、NHA及び受託者に退会の意思を1カ月前までに書面にて通知するものとする。
- (2) 委託者及び受託者は、委託者からの前項に定める通知に基づき協議の上、合意した日付にてNHAを退会するものとする。また、その場合、委託者がNHAの社員である期間中に売買契約が成立した診療材料売買代金の委託者の受託者に多雨する支払及び本規定第4に定める受託者の委託者に対する精算が完了した時点で、単価決定規定(11)及び本規程は失効する。

第9 運用細則との関係

別途定める運用細則において定める事項と本規程に定める事項とに相違が生じた場合、本規程の内容を優先するものとする。また、本規程に定めのない事項については、運用細則の定めに従うものとする。

以 上